

公立大学法人大分県立看護科学大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する細則

令和5年4月1日

規程第131号

(趣旨)

第1条 この細則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）、大分県個人情報保護法施行条例（令和4年大分県条例第32号。以下「条例」という。）及び公立大学法人大分県立看護科学大学個人情報の保護及び特定個人情報の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）の施行に関し、大分県立看護科学大学が保有する個人情報の保護等について必要な事項を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第2条 規程64条第1項の個人情報ファイル簿は、第1号様式とする。

(保有個人情報開示請求書)

第3条 法第77条第1項の書面は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）とする。

2 条例第3条第1項の理事長が定める事項は、開示の実施の方法、場所及び希望日とする。

(開示請求における本人確認手続等)

第4条 令第22条第1項第2号及び同条第2項第2号の理事長が適当と認める書類は、別に定める。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第5条 法第82条第1項の書面は、保有個人情報開示決定通知書（第3号様式）とする。

2 法第82条第2項の書面は、保有個人情報不開示決定通知書（第4号様式）とする。

(保有個人情報開示決定等期間延長通知書等)

第6条 法第83条第2項及び条例第5条第2項の書面は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（第5号様式）とする。

2 法第84条及び条例第6条の書面は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（第6号様式）とする。

(保有個人情報開示請求事案移送書)

第7条 法第85条第1項の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者に対

し、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

一 移送先の行政機関 他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書（第7号様式）

二 開示請求者 開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書（第8号様式）

（第三者に対する意見書提出の機会の付与の通知等）

第8条 法第86条第1項及び第2項の規定による通知は、それぞれ保有個人情報開示決定等第三者意見照会書（第9号様式又は第10号様式）により行うものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の規定による意見書の提出は、第三者保有個人情報開示決定等意見書（第11号様式）によるものとする。

3 法第86条第3項の書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（第12号様式）とする。

（開示の実施の方法等）

第9条 法第87条第1項の保有個人情報が電磁的記録に記録されているときの理事長が定める開示の方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、理事長が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を磁気ディスク等に複写したものの交付とすることができる。

2 公文書の写し又は複写したものの交付の部数は、1件の請求につき1部とする。

3 理事長は、公文書を閲覧し、又は視聴する者が当該閲覧又は視聴に係る公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

4 令第23条第2号に規定する事務所における開示を実施する場所は、情報センター又は地区情報コーナーとする。

5 令第26条第1項の書面は、保有個人情報開示実施方法等申出書（第13号様式）とする。

（費用負担）

第10条 条例第7条に規定する写しの交付等に要する費用は、現金又は郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書又は定額小為替証書により納付しなければならない。

2 令第28条第4項に規定する送付に要する費用の納付方法は、郵便切手とする。ただし、前項の費用の額を超える額を前項の方法で納付するときは、当該を超える額を本項の額から減ずる。

（保有個人情報訂正請求書）

第11条 法第91条第1項の請求書は、保有個人情報訂正請求書（第14号様式）とす

る。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第12条 法第93条第1項の書面は、保有個人情報訂正決定通知書(第15号様式)とする。

2 法第93条第2項の書面は、保有個人情報不訂正決定通知書(第16号様式)とする。

3 法第94条第2項の規定による書面は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書(第17号様式)とする。

4 法第95条の書面は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書(第18号様式)とする。

(保有個人情報訂正請求事案移送書)

第13条 法第96条第1項の規定により事案を移送する場合は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める通知書により通知するものとする。

一 移送先の行政機関 他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書(第19号様式)

二 開示請求者 訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書(第20号様式)

(保有個人情報提供先への訂正決定通知書)

第14条 法第97条の書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(第21号様式)とする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第15条 法第99条第1項の書面は、保有個人情報利用停止請求書(第22号様式)とする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第16条 法第101条第1項の書面は、保有個人情報利用停止決定通知書(第23号様式)とする。

2 法第101条第2項の書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書(第24号様式)とする。

3 法第102条第2項の規定による書面は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書(第25号様式)とする。

4 法第103条の書面は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書(第26号様式)とする。

(諮問をした旨の通知)

第17条 法第105条第3項で準用する同条第2項の通知は、大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書（第27号様式）により行うものとする。

（委任）

第18条 この細則に定めるもののほか、個人情報の保護等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備 考		

第2号様式（第3条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 電話番号() _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法、場所及び希望日を記載してください。

ア 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <実施の場所> <input type="checkbox"/> 情報センター <input type="checkbox"/> 地区情報コーナー(地区) <実施の希望日> 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者(年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 〒 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

4 職員記載欄

事務担当課所等
備考

第3号様式（第5条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学を被告として（訴訟において公立大学法人大分県立看護科学大学を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

(裏)

4 開示の実施の方法等 (同封の説明事項をお読みください。)

あなたが 開示請求 書に記載 した開示 の実施方 法による 開示の可 否等	
写しの作 成に要す る費用	円 ()
郵送に要 する費用 等	1 準備に要する日数 日 2 郵送に要する費用 円 (普通郵便の場合) ※簡易書留又は本人限定受取の方法を希望する場合は、別途費用が必要です。

5 事務担当課所等

電話番号 () -

備考 窓口で保有個人情報の開示を受けるに当たっては、この通知書を係員に提示してください。

第4号様式（第5条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） ー

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学を被告として（訴訟において公立大学法人大分県立看護科学大学を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） —

第6号様式（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、下記のとおり開示決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分について開示決定等をする期限	年 月 日
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日
事務担当課所等	電話番号（ ） ー

第7号様式（第7条関係）

他の行政機関の長等への保有個人情報開示請求事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
事務担当課所等	電話番号（ ） —
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

第8号様式（第7条関係）

開示請求者への保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条1項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：
移送をした機関の事務担当課所等	電話番号（ ） —

第9号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定等第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先 （事務担当課所等）	（課室名） （所在地） （電話番号）（ ） —
意見書の提出期限	年 月 日

第10号様式（第8条関係）

保有個人情報開示決定等第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号、 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
意見書の提出先 (事務担当課所等)	(課室名) (連絡先) (電話番号) () —
意見書の提出期限	年 月 日

第 1 1 号様式 (第 8 条関係)

第三者保有個人情報開示決定等意見書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 殿

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

第12号様式（第8条関係）

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「第三者保有個人情報開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
事務担当課所等	電話番号（ ） —

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学を被告として（訴訟において公立大学法人大分県立看護科学大学を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第9条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号： 第 号

日 付： 年 月 日

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実施の方法
	<input type="checkbox"/> 窓口における開示 (1) 実施の方法 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 (2) 開示の場所 <input type="checkbox"/> 情報センター <input type="checkbox"/> 地区情報コーナー () (3) 実施を希望する日 年 月 日 <input type="checkbox"/> 郵送による写しの交付 希望する郵送方法 <input type="checkbox"/> 普通郵便 <input type="checkbox"/> 簡易書留 <input type="checkbox"/> 本人限定受取

※1 該当する□内にレ点を記入し、()内に必要事項を記入してください。

※2 電磁的記録については、技術的な事情により希望した方法による開示を実施することができないことがあります。

※3 保有個人情報の一部のみの開示の実施を求める場合又は保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合は、裏面の所定の欄に必要事項を記入してください。

3 申出書等の提出先

大分県情報センター

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

<連絡先>総務部県政情報課情報公開班

電 話:097-506-2281

F A X:097-506-1715

e-mail:a11700@pref.oita.lg.jp

(裏)

保有個人情報の一部のみの開示を求める場合の当該部分の内容	
保有個人情報について部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合における当該部分ごとの内容	閲覧又は視聴を求める部分の内容
	写しの交付を求める部分の内容

第14号様式（第11条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 電話番号 (_____) _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 (_____) ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 <u>本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）</u> ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 〒 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 (_____)

職員記載欄

事務担当課所等

備考

第15号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当課所等	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学を被告として（訴訟において公立大学法人大分県立看護科学大学を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第16号様式（第12条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
訂正をしないこ ととした理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） —

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学を被告として（訴訟において公立大学法人大分県立看護科学大学を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第17号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報の 名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） ー

第18号様式（第12条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日
事務担当課所等	電話番号（ ） ー

第19号様式（第13条関係）

他の行政機関の長等への保有個人情報訂正請求事案移送書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
事務担当課所等	電話番号（ ） —
備考	（複数の他の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）

第20号様式（第12条関係）

訂正請求者への保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部局課室名： 所在地： 電話番号：
移送をした機関の事務担当課所等	電話番号（ ） ー

第21号様式（第14条関係）

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

第 号
年 月 日

（他の行政機関の長等） 殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



（他の行政機関の長等）に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等 保有個人情報の特定するための情報	（氏名、住所等）
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	（訂正内容） （訂正理由）
事務担当課所等	電話番号（ ） ー

第22号様式（第15条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学
理事長 殿

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ 電話番号 () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： _____ 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等 _____
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。) ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

職員記載欄

事務担当課所等
備考

第23号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
事務担当課所等	電話番号 () -

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学を被告として（訴訟において公立大学法人大分県立看護科学大学を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第24号様式（第16条関係）

保有個人情報利用不停止決定通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） ー

※ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学理事長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、公立大学法人大分県立看護科学大学を被告として（訴訟において公立大学法人大分県立看護科学大学を代表する者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第25号様式（第16条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	
事務担当課所等	電話番号（ ） ー

第26号様式（第15条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付で利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日
事務担当課所等	電話番号（ ） ー

第27号様式（第17条関係）

大分県情報公開・個人情報保護審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

殿

公立大学法人大分県立看護科学大学

理事長



年 月 日付けの審査請求について、下記のとおり大分県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有 個人情報の名称等	
審査請求に係る開示 決定等[訂正決定等、 利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日・ 諮問 号
事務担当課所等	電話番号 () ー

(注1) 「審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]」の欄については、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の日付・記号番号、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]をした者、開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。

(注2) 「諮問日・諮問番号」の欄は、大分県情報公開・個人情報保護審査会が付す番号である。